

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～2 (略)</p> <p>3 保護箱 規則第 31 条の 2 第 2 号に定める保護箱は、次によること。</p> <p>(1) 耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準(昭和 56 年消防庁告示第 10 号) 第 3. 1(2) と同等以上のものを設けること。ただし、火災の影響を受ける恐れが少ない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 電源からの回路 電源からの回路は、規則第 31 条の 2 第 5 号から第 7 号までの規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込式のボックスに格納すること。ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 分岐する場合に用いるプルボックス等に用いる材料は、前 3(3) に準じたものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>1～2 (現行に同じ。)</p> <p>3 保護箱 規則第 31 条の 2 第 2 号に定める保護箱は、次によること。</p> <p>(1) 耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準(昭和 56 年消防庁告示第 10 号) 第 3 第 1 号(2) と同等以上のものを設けること。ただし、火災の影響を受ける恐れが少ない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (現行に同じ。)</p> <p>4～5 (現行に同じ。)</p> <p>6 電源からの回路 電源からの回路は、規則第 31 条の 2 第 5 号から第 7 号までの規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)～(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 前(2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込式のボックスに格納すること。ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4)～(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) 分岐する場合に用いるプルボックス等に用いる材料は、前 3(3) に準じたものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>	